

住民基本台帳ネットワークシステム

資料2

住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムを構築。

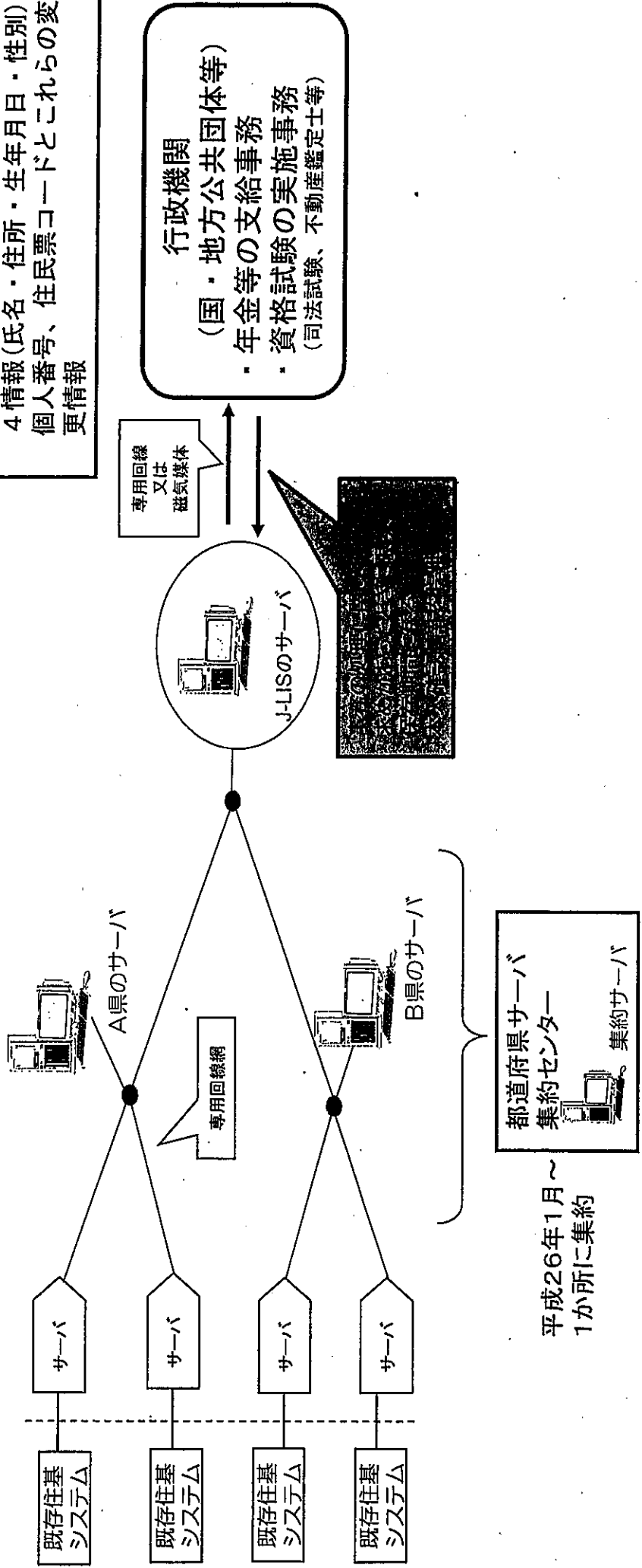
- 市町村は都道府県、都道府県は地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に本人確認情報を送信
- 本人確認情報の提供先及び利用可能事務は法律又は条例で限定

⇨ 住基ネットは市町村と都道府県が連携して構築しているシステム

《市町村》

《都道府県ネットワーク》

《全国ネットワーク》



○ 本人確認情報
4 情報(氏名・住所・生年月日・性別)、
個人番号、住民票コードとこれらの変更情報

行政機関
(国・地方公共団体等)
・ 年金等の支給事務
・ 資格試験の実施事務
(司法試験、不動産鑑定士等)

都道府県サーバ
集約センター
集約サーバ

平成26年1月～
1か所に集約

・ 既存住基、市町村サーバ、都道府県サーバ、地方公共団体情報システム機構のサーバ及び行政機関のサーバ間での通信はFW(ファイアウォール)によって制御されている。

住民基本台帳ネットワークシステムの役割

1 国の行政機関等への本人確認情報の提供

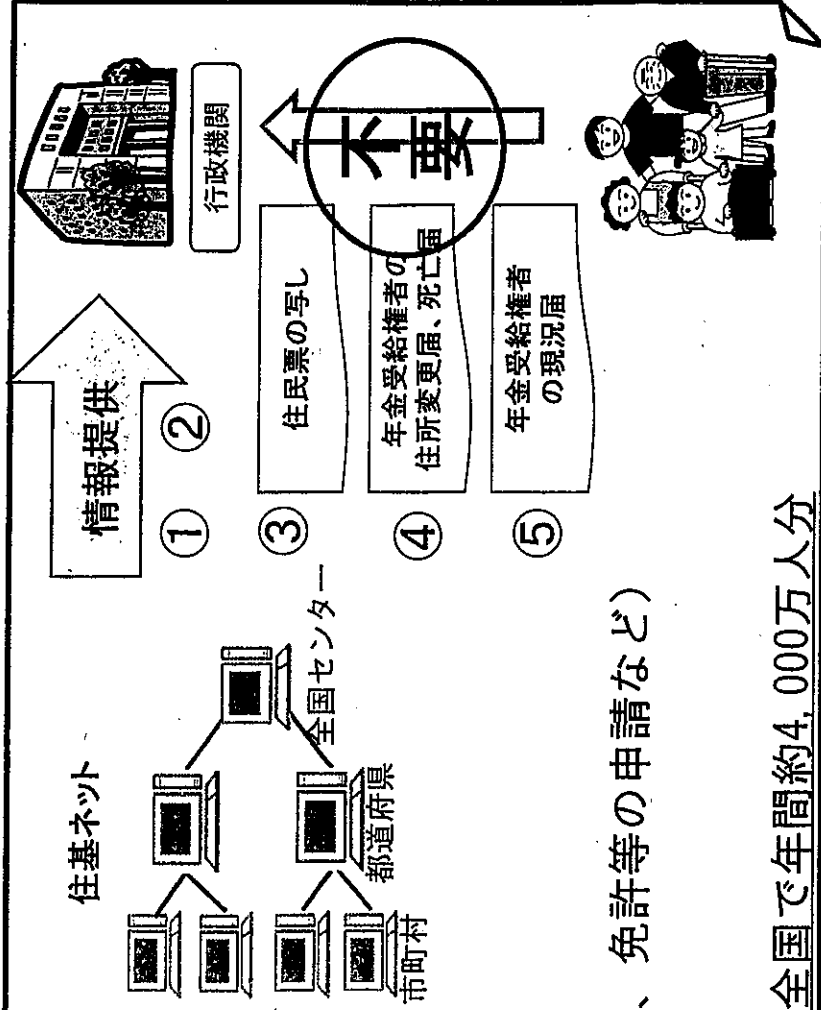
本人確認情報：氏名・生年月日・性別・住所・個人番号、住民票コード

- ① 国の行政機関等に対して本人確認情報を提供 → 年間約5億8,000万件
(年金支給事務、司法試験の実施など)
- ② 地方公共団体に対して本人確認情報を提供 → 年間約860万件
(パスポートの発給、税務事務など)



③ 行政手続における住民票の写しの省略

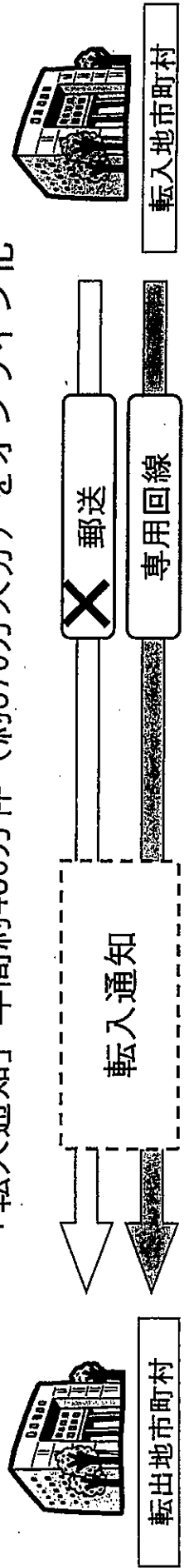
- 全国で年間約550万件 (パスポートの受給申請、免許等の申請など)
- ④ 年金受給権者の住所変更届、死亡届の提出を省略
→ 全国で年間約210万件
- ⑤ 年金受給権者の年金の現況届の提出を省略 → 全国で年間約4,000万人分



2 住基法上の事務における市町村間の情報のオンライン化

住基ネットの活用により、市町村間の情報伝達が迅速となり、秘匿性・安全性も向上

(例) 転入通知 : 従来、郵送にて行われていた転入地市町村から転出地市町村への「転入通知」年間約430万件(約570万人分)をオンライン化



マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

個人番号(マイナンバー)

- 市町村長は、住民コードを変換して得られる個人番号を指定し、通知カードにより本人に通知

個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイナンバーで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

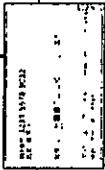

個人番号(マイナンバー)の利用分野

社会 保障 分野	年金分野	・年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	・雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ・ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	・医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 ・生活保護の実施等に利用 ・福祉分野の給付を受ける際に利用 ・低所得者対策の事務等に利用 ・特定健診、保健指導に関する事務に利用(※) ・予防接種に関する事務に利用(※)
	税分野	・国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 ・当局の内部事務等に利用 ・預金口座に付番し、税分野で利用(※)
	災害対策分野	・被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 ・被災者台帳の作成に関する事務に利用

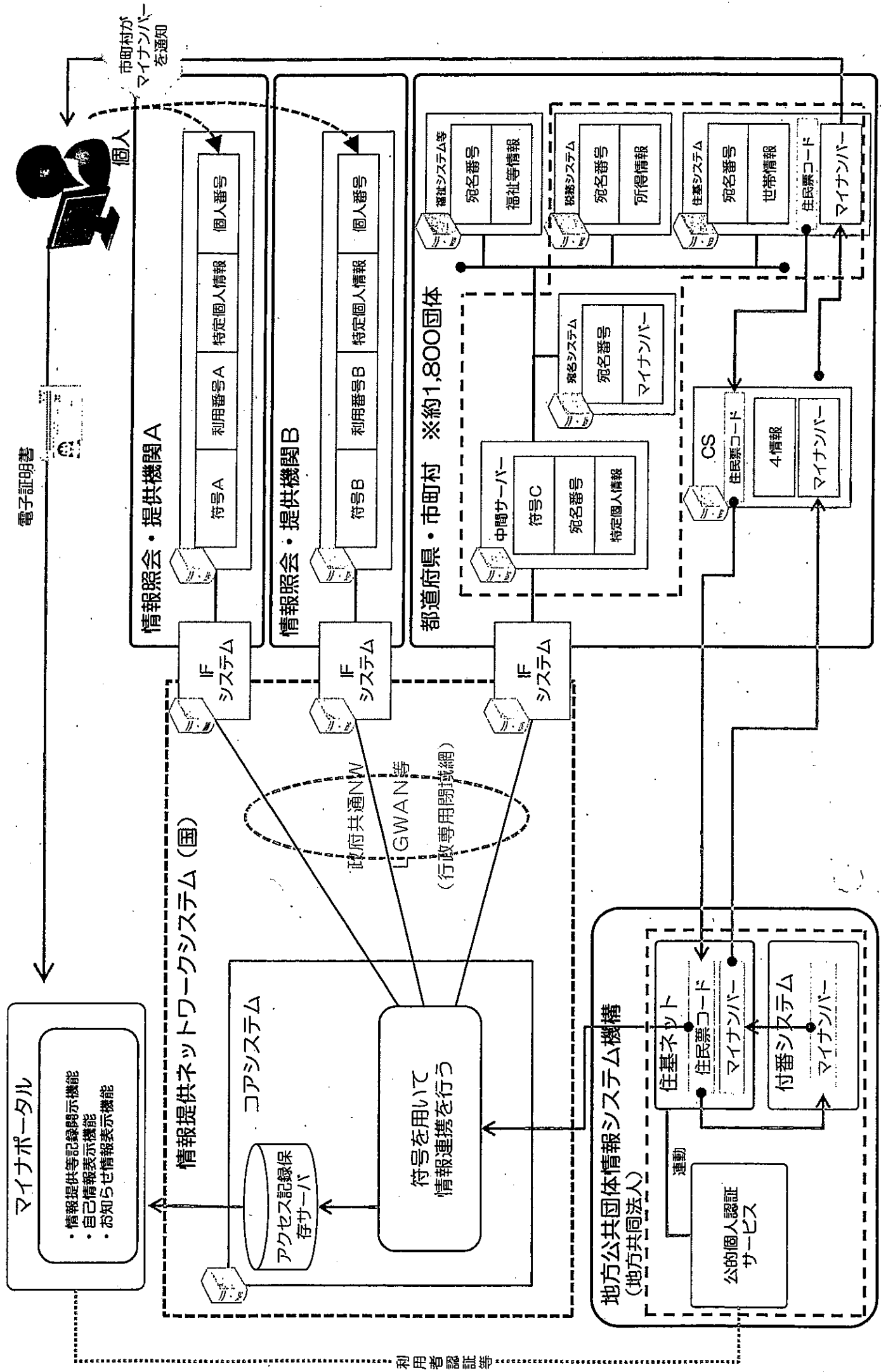
(※)平成27年9月3日に成立した個人情報保護法等の一部改正法において、個人番号の利用事務拡充のために所要の改正が行われたもの。

➤ 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定める事務に利用(第9条第2項)。

マイナンバー制度に係るスケジュール

H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
<p>市区町村における 既存住民システムの改修</p> <p>H26.4～</p> <p>地方公共団体における関係システムの整備・改修</p>	<p>連携テスト</p> <p>H27.10.5～</p>  <p>H28.1.1～</p> <p>連携テスト</p> <p>団体内での 連携テスト</p>	<p>マイナンバーの付番・通知</p>  <p>マイナンバー利用、マイナンバーカード交付</p> <p>H29.1～(後ろ倒し予定)</p> <p>情報連携(国等)</p> <p>国など、他機関との 連携テスト (総合運用テスト)</p>	<p>情報連携 (地方公共団体)</p> <p>H29.7～</p>

マイナンバー制度に係る情報システムの全体像（イメージ）



マイナンバー（個人番号）カードについて

- ◆「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」において、市町村長がマイナンバーカードを交付することとされており、それに伴い、住民基本台帳法の住民基本台帳カードに関する規定は削除された。

※平成 28 年 1 月 1 日からマイナンバーカードの交付開始。

経過措置により、現在保有している住民基本台帳カードは有効期限が満了するまで使用可能。

(1) マイナンバーカードの申請及び交付状況（平成 29 年 2 月 28 日現在）

【全国】

住民基本台帳人口（平成 28 年 1 月 1 日現在）：128,066,211 人

申請件数：14,048,032 件（10.97%）

交付枚数：10,596,665 枚（8.27%）

【富山県】

住民基本台帳人口（平成 28 年 1 月 1 日現在）：1,080,160 人

申請件数：104,632 件（9.69%）

富山市	39,294	黒部市	4,244	舟橋村	228
高岡市	18,513	砺波市	4,213	上市町	1,683
魚津市	3,469	小矢部市	2,536	立山町	2,270
氷見市	6,533	南砺市	6,027	入善町	2,239
滑川市	2,777	射水市	9,420	朝日町	1,186

交付枚数：83,852 枚（7.76%）

富山市	31,082	黒部市	3,519	舟橋村	193
高岡市	14,748	砺波市	3,509	上市町	1,380
魚津市	2,902	小矢部市	2,102	立山町	1,739
氷見市	5,235	南砺市	4,771	入善町	1,833
滑川市	2,233	射水市	7,645	朝日町	961

【参考】住民基本台帳カード有効枚数（平成 28 年 1 月 29 日現在）：57,622 枚

富山市	14,788	黒部市	1,076	舟橋村	63
高岡市	5,387	砺波市	1,446	上市町	664
魚津市	1,099	小矢部市	864	立山町	643
氷見市	937	南砺市	26,252	入善町	662
滑川市	809	射水市	2,649	朝日町	283

(2) マイナンバーカードの多目的利用

マイナンバーカードのICチップ内の公的個人認証または条例制定による空き領域利用等により、市町村においてマイナンバーカードを利用したサービスが提供できる。

【全 国】 243市区町村において多目的利用を実施（平成28年4月1日現在）

（コンビニ交付サービス：205件、印鑑登録証：67件、
図書館カード：8件）

※「コンビニ交付サービス」：住民票の写し等をコンビニエンスストア等の店舗で取得できるサービス。

【富山県】 4市において多目的利用を実施（平成29年3月17日現在）

高岡市：コンビニ交付サービス、図書館カード

射水市：コンビニ交付サービス

氷見市：コンビニ交付サービス

南砺市：コンビニ交付サービス、南砺市親子支援ポータルサイトのログイン認証

セキュリティ対策

(1) 規定の整備等

- ・富山県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ要綱
（情報資産の管理、システムへのアクセス管理等について規定）
- ・富山県住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報取扱要綱（予定）
（本人確認情報の取扱い等について規定）
- ・緊急時対応計画

(2) セキュリティチェックリストによる自己点検

住基ネットシステム及びそれに接続する既存システムについて、総務省が作成したチェックリスト（県：107項目、市町村：124項目）により県及び全市町村が自己点検を行い、セキュリティ維持向上を図るもの（年1回）。

※8月～9月に自己点検を実施。

【実施結果】

H28年度は3市において満点（3点満点）にならない項目（※）が計7件あった
⇒全て改善済み。

(3) 監査

セキュリティチェックリストによる自己点検の回答が適正なものであるかについて、希望する市町村に対し、監査法人による監査を実施。

（H28年度は11月に南砺市で実施。）

【実施状況】

平成15年度から毎年1~2団体で実施しており、県内全市町村で実施済
(参考：H28 南砺市、H27 氷見市、H26 高岡市、H25 富山市、H24 小矢部市、
H23 滑川市、H22 黒部市・入善町、H21 魚津市、立山町)

(4) 操作者用端末（PC）

- ・住基ネットシステムを利用するには、専用PCを利用（職員用PCでは不可。）。
- ・専用のPCに、専用のプログラムを入れ、生体認証（静脈認証）による操作者の識別後に、初めて住基ネットが利用できる。

(5) 個人情報関係

- ・操作者用端末（PC）で行った本人確認の記録（ログ）は、住基サーバ内に保存される。（いつ、誰が、誰の情報を閲覧したか記録される。）
- ・本人確認の記録は、他にバックアップ媒体でも保存している。（7年間保存する。）